

県からのお知らせ

災害により生じた廃棄物処理について、「適正な処理と再生利用」、「円滑かつ迅速な処理」を進めるために、発災前からの備えとして、廃棄物処理法と災害対策基本法の一部改正（案）が閣議決定されました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要

平成27年3月24日
閣議決定

1 趣 旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概 要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

平時の備えを強化すべく、
▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
▶ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
▶ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
▶ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する特例措置の整備

（災対法第86条の5第2項関係）

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

3 今後の予定

・施行期日 公布の日から起算して20日を経過した日

資料出典：環境省（レイアウトを調整して掲載しています。）

県からのお知らせ

毎年6月末までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）等に基づき以下の報告書等の提出が必要ですのでご注意ください。

○産業廃棄物処理実績報告書

産業廃棄物処理業者は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第18条第1項の規定に基づき、前年度の三重県内における産業廃棄物の処理状況等について知事あてに報告が必要です。

なお、提出のあった報告書については、同条例第18条第2項の規定に基づき、その内容を公表します。

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

産業廃棄物を排出する事業者（産業廃棄物管理票交付者）においては、廃棄物処理法第12条の3第7項の規定に基づき、前年度に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況について知事あてに報告が必要です。

なお、同法第12条の5に規定する電子マニフェストを活用している場合は、同法第12条の5第8項の規定により情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自ら報告する必要はありません。



○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管又は処分する者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、その状況について、知事あてに届出が必要です。

なお、提出のあった届出書については、同法第9条の規定に基づき、その内容を閲覧に供します。

○多量排出事業者等の産業廃棄物処理計画の提出

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項等の規定に基づき、（特別管理）産業廃棄物処理計画及び実施状況を作成し、知事あてに提出が必要です。



また、産業廃棄物の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者についても、県の産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づき、計画及び実施状況の提出をお願いしています。

なお、計画及び実施状況については、県のホームページで公表することとしますが、自社のホームページでも計画内容を速やかに公開するなどの積極的な取組をお願いします。

参照：三重県のHP「三重の環境」

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/>